

平成25年度海岸漂着物地域対策推進事業計画書(各年度計画書)

(事業計画書作成担当者)

都道府県の名称	佐賀県		
所在地	佐賀県佐賀市城内1-1-59		
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
		県土づくり本部 農山漁村課 海岸担当 主査	
	TEL	FAX	メールアドレス
	0952-25-7168	0952-25-7284	izumi-shigeki@pref.saga.lg.jp

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

海岸漂着物地域対策推進事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	執行率
地域計画の策定・改定に係る事業		0			
海岸漂着物等の回収・処理に係る事業		39,746			0
海岸漂着物等の発生抑制策に係る事業		1,004			0
合計		40,750			0

※事業計画書を提出する年度以外の年度は、執行済額又は執行見込額を記載する。

※執行率は、基金総額に対する執行済額の割合を記載する。

平成25年度海岸漂着物地域対策推進事業計画書(各年度計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	佐賀県海岸漂着物地域対策推進事業計画		
事業の実施期間	平25年度	事業実施主体	佐賀県、管下市町村
平成25年度計画概要	<p>①全般的事項 本県については、北部に松浦沿岸が位置し、南部に有明海沿岸が位置している。松浦沿岸の現状については流木等の自然系ごみに加え海外から流出したと思われるポリタンクや医療系廃棄物についても漂着している。一方有明海沿岸については、出水に起因した河川由来の葦くずや流木等の自然系ごみが多い。また地域の特性として最大6mにも及ぶ日本一の干満差により、漂着したごみが再漂流し他の海岸に漂着するなど環境面にとどまらず水産業にも被害を及ぼしている。 このような中で、海岸管理者としては回収・処分に要する費用を予算化しているが、漂着ごみの量は気候の影響もあり毎年定量では無く、財政厳しい現状では全て対応するのが難しい状況である。このようなことから海岸保全施設の機能を阻害する漂着ごみについては、国の補助事業を活用し回収・処分に努めており、日常的に発生する漂着ごみについては市町村の協力や住民による地域活動により対応しているところであるが、流木等の長大物や医療系廃棄物等の危険物については、その取り扱いが困難であるため、十分な対応が図れない状況である。</p> <p>②成果目標、成果指標 ・回収、処理に係る事業として、佐賀県海岸漂着物地域対策推進事業計画において重点推進区域に指定した海岸について、海岸漂着物の回収、処理を実施し、良好な景観及び環境の保全を図る。 ・発生抑制対策に係る事業として、今年度は発生抑制のPRパンフレット、学校向けの教材資料等の作成を実施する。 ・河川管理者等も含め海岸漂着物地域対策推進事業の会議を行い、漂着物対策の活動報告等の意見交換を実施する。</p> <p>③基金事業計画 ・県内の市町村より、本事業により海岸漂着物の回収、処理を行いたいとの意向があることから、市町への交付要綱「佐賀県海岸漂着物処理推進事業」を策定し、市町村と連携した事業執行を実施する。</p>		

平成25年度成果目標

※成果指標や成果目標等の記載内容は、基本的には全体計画書で記載した内容を転記していただくことになるが、当該年度に係る成果目標の達成状況がわかるように記載して下さい。
 (成果目標)
 ・「海岸漂着物等の回収・処理に係る事業」については、地域計画で重点区域に指定している359kmの海岸について良好な景観及び環境の保全を行う。
 ・「海岸漂着物等の発生抑制対策に係る事業」については、発生抑制のPRパンフレットや学校向けの教材資料について本年度作成する。また河川由来のごみが多いことから、河川事務所(直轄2箇所、県7箇所)と県内の森林組合(10箇所)と市町(20市町)に発生抑制のPRパンフレットを配布する。
 ・上記の「回収・処理」と「発生抑制対策」の事業を実施し、年間19人の雇用創出効果を目標とする。

項目	H24	H25	H26
地域計画の策定・改定に係る事業	—	—	—
海岸漂着物等の回収・処理を実施する海岸線延長	—	359km	359km
海岸漂着物等の発生抑制に係る資料配付箇所数	—	39箇所	175箇所
雇用効果	—	19人/年	19人/年

備考:

